さぬき市第８次障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査業務（実施要領）

１　目的

本市では、令和９年度から令和１１年度までの「さぬき市第８次障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するにあたり、計画策定に必要な基礎資料とするため、さぬき市内在住の障害のある方々の日頃の生活状況や障害施策に対する意見や要望等を把握することを目的とし、事業者の選定を公募型プロポーザル方式により実施するものである。

２　募集の概要

（１）業務名

さぬき市第８次障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査業務

（２）委託期間

契約締結の日から令和８年２月２７日とする。

（３）業務内容

別紙「さぬき市第８次障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画策定のためのアンケート調査業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」という。）による。

（４）業務スケジュール

令和７年６月	事業者の公募・受付
令和７年７月	プロポーザル方式による事業者決定（書類審査）、委託契約締結
令和７年７月～令和８年２月	アンケート調査実施・取りまとめ

（５）業務委託限度額

３，４９８，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

３　契約方法

公募型プロポーザル方式（書類審査）による随意契約とする。

４　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

（３）市税に滞納がないこと。

（４）令和７年度において、さぬき市に入札参加資格者の認定がされている者であること。

（５）四国内に本社または支社（事務所・営業所は除く）があり、過去５年間（令和２年度～令和６年度）にさぬき市との業務契約関係があること。

（６）本業務は福祉全般にわたる専門的知識や計画化の技術が必要であるため、過去５年間（令和２年度～令和６年度）に香川県内において「総合計画」、「地域福祉計画」、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」の計画策定実績を有していること。

（７）役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請け負わせる場合にあっても、同様とする。

（８）宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業所でないこと。また、特定の公職者又は政党を推進し、支持し、又は反対することを目的とした事業所でないこと。

（９）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(10) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(11) 令和７年６月５日現在において、国又は地方公共団体との契約に関し、指名停止を受けている期間がないこと。

５　申込方法及びスケジュール

項　目	日　程	備　考
公募開始（告示）	令和７年６月５日（木）から	・必要事項は、市ＨＰからダウンロードすること。
参加表明書等の提出	令和７年６月２７日（金） 午後５時まで	・さぬき市障害福祉課に提出すること。 ・郵送の場合は、当日消印有効とする。

質問の受付	令和７年６月２７日（金） 午後５時まで	・質問内容を簡潔にまとめ、電話連絡の上ファクシミリにより送付すること。
質問に対する回答	令和７年７月４日（金） 午後５時までに回答	・辞退者を除く参加表明者及び質問者全員に回答する。
提案書等の提出	令和７年７月１６日（水） 午後５時まで	・障害福祉課に提出すること。 ・持参に限る。
書類審査	令和７年７月１６日（水）以降	・審査要領に基づく
審査結果の通知	令和７年７月下旬	・各提案事業者へ通知する。

６　参加の手続

参加者１者につき１提案とする。参加に当たっては、後述の参加表明書、提案書及び必要書類を提出すること。

７　担当部署

さぬき市　健康福祉部　障害福祉課（寒川庁舎１階）

所在地　〒769-2395　香川県さぬき市寒川町石田東甲 935 番地 1

電　話　0879-26-9903　　ＦＡＸ　0879-26-9944

E－mail　syogaifukushi@city.sanuki.lg.jp

８　参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

なお、各様式等については、さぬき市ホームページからダウンロードすること。

（１）提出期限

令和７年６月２７日（金）午後５時まで（郵送の場合は、配達証明等の確認できるものに限る。当日消印有効とする。）

※受付は、午前９時から午後５時まで（閉庁日を除く。）

（２）提出先及び方法

「７　担当部署」へ持参又は郵送すること。なお、書類は一括して提出すること。

（３）提出書類

	提　出　書　類	留　　意　　点
１	参加表明書（様式１）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
２	会社概要書（様式２）	所在地、業務内容、資本金、社員数等が分かる書類（会社案内パンフレット等）を添付すること。

３	履歴事項全部証明書又は写し	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発効後３か月を超えないもの）であること。
４	市町村税に滞納がないことが分かる書類	直近の年度のものであり、令和７年４月１日以降の発行であること。

（４）提出部数

各１部

（５）提出書類に関する留意事項

ア　提出期限後の提出書類の変更は、原則認めない。ただし、組織変更等やむを得ない場合の変更については、認めるものとする。

イ　提出期限内に書類を提出できなかった場合は、失格とする。

ウ　参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式５）を提出すること。

９　質問受付及び回答

（１）質問受付期限

令和７年６月２７日（金）午後５時まで

（２）質問方法

質問は、質問書（様式４）に記入の上、「７　担当部署」へ受付期間内に、電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。（電話による質問は、受け付けない。）

（３）質問及び回答内容の取扱い

本市が受けた質問及び回答は、その内容及び質問者にかかわらず、辞退者を除く参加表明者全員に回答する。ただし、質問内容が質問者の具体の提案内容に密接に関するものについては、質問者に対してのみ回答する場合がある。

なお、質問書に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。本業務に関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査に係る質疑は、一切受け付けない。

（４）回答方法

質問に対する回答は、令和７年７月４日（金）午後５時までに辞退者を除く参加表明者全員にファクシミリで送信する。

１０　提案書等の提出

（１）提出期限

令和７年７月１６日（水）午後５時まで

※受付は、午前９時から午後５時まで（閉庁日を除く。）

（２）提出先及び方法

「７　担当部署」へ持参に限る。なお、書類は、一括して提出すること。

（３）提出書類

提案書は、１者１案とし、業務委託仕様書を十分に踏まえ、簡潔にまとめること。

なお、提案書の表紙には、所定の表紙（様式３）を使用することとし、提案書の作成に当たっては、Ａ４サイズ（縦、横、枚数不問）で、目次及び頁番号をつけること。ただし、資料の作成上Ａ３版の方が確認しやすい場合に限り、Ａ３版を認める。

	提　出　書　類	様　式	留　　意　　点
1	提案書表紙	様式３	
2	企画提案書	任意	企画提案全体の趣旨、業務内容を踏まえた貴社のセールスポイント、貴社が考える次期障害者計画及び障害福祉計画等必要な調査内容ににについて記載すること。
3	業務実施体制	任意	本業務の実施に関わる組織、担当者、人数について記載すること。
4	業務内容	任意	アンケート調査の実施に当たっての考え方、作業工程（スケジュール）、調査分析方法、提案に当たって工夫したこと等を記載すること。
5	業務実績	任意	香川県内及び本市での過去５年（令和２年度から令和６年度）においての受託実績について記載すること。
6	受託金額見積書及び見積内訳書	任意	必要経費については、業務内容及び人件費等の全ての費用について積算根拠（内訳等）が分かるようにし、項目ごとに記載すること。

（４）提出部数

７部（正本１部、副本６部）※副本は、複写でも可。

１部ごとに、ファイル（Ａ４−Ｓ）に綴じ、表紙に業務名・会社名・提出日を記述し、背表紙に会社名を記述して提出すること。なお、書類の項目ごとにインデックスを付けること。

（５）提案書等の留意事項

ア　本市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

イ　業務委託仕様書に記載のない事項であっても、提案事業者の判断で必要と思わ

れる事項があれば、積極的に記述すること。

ウ　本市が必要と認め、追加資料の提出依頼を行った場合は、速やかに提出すること。

エ　提案事業者から提出された提案書等について、提案事業者の同意を得た場合を除き公表しない。

１１　審査

（１）審査体制

本業務に係る提案書等の審査及び受託者の審査は、さぬき市職員で構成する審査員（以下「審査員」という。）において行うものとする。

（２）審査方法

審査は、提案書等により審査員が採点を行う。

（３）評価項目

本プロポーザル（書類審査）における評価項目及び配点は、次表のとおりとする。

（詳細配点については、非公表）

（単位：点）

評　価　項　目	配　点
業務実施体制	30
業務内容	120
業務実績	30
見積価格	20
合　　計	200

（４）審査結果

ア　審査結果は、令和７年７月下旬に書面により通知する。

イ　審査員による評価で、最高得点を獲得した提案事業者を本事業の受託者とする。なお、受託者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者及びそれ以降順位者の繰上げにより新たに受託者として手続を行う。

ウ　得点が同点となる者が２者以上あるときは、審査員の合議により順位を決定する。審査内容については、公表しない。

エ　審査結果については、プロポーザルに参加した提案事業者全員に書面で通知する。なお、審査結果については、公表しない。

また、審査内容及び審査結果に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。

１２　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１）参加資格要件を満たしていない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合

（４）審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

１３　その他留意事項

（１）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）参加表明及び提案に係る書類作成及び提出等に要する費用は、全て提案事業者の負担とする。

（３）受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は、契約金額以外の費用を負担しない。

（４）本業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は、受託者の負担とする。

（５）提案書提出後の内容変更及び追加は、認めない。

（６）提出された書類は、返却しない。

（７）業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めなければならない。

（８）本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上